

8. 教育支援プランA・B

国では、障害のある人を生涯にわたって支援するために、教育、福祉、医療、労働等の様々な機関、関係部局が連携して支援する体制をつくることを目的に「個別の支援計画(※)」を作成するようになりました。※本県では、「サポート手帳」という名称で活用が始まっています。

本県では、すべての障害のある子どもに教育支援プランA・Bを作成しています。本校でも、教育支援プランA・Bを作成し、一人ひとりのニーズに応じた教育を計画的に行っています。プランBは、通知表の機能も兼ねていて、児童生徒が学校教育の中でどのように成長できたのかを記録しています。

教育支援プランA・Bの作成においては、一人ひとりの障害の特性や家庭・地域での生活、これまでの支援の状況など多面的に実態を把握し、前年度までの指導経過や保護者・本人の願いも考慮して立案していきます。地域で豊かに生活するためにどんな力を育てていくことが大切なのかという長期的な見通しをもとに、その年の中心的な課題は何かを決めていきます。そして、それぞれの障害特性を考慮しながら学習内容や手立てを確認していきます。また、定期的に見直しを行い、計画の見直し、修正を行っています。

